

## 第7回藤沢市総合計画審議会

と き 2010年(平成22年)2月6日(土)  
午前10時～正午  
ところ 藤沢市総合防災センター6階 第1会議室

(第2部)

### 藤沢市新総合計画基本構想答申

#### 次 第

- 1 藤沢市総合計画審議会答申
- 2 お礼の言葉
- 3 その他

書記(事務局)  
藤沢市経営企画部経営企画課  
電 話 (0466) 50-3502  
ファクス (0466) 50-8402  
e-mail kikaku@city.fujisawa.kanagawa.jp

2010年2月6日  
(平成22年)

藤 沢 市 長  
海 老 根 靖 典 様

藤沢市総合計画審議会  
会長 曾 根 泰 教

藤沢市新総合計画基本構想について (答申)

2009年(平成21年)8月2日に「藤沢市新総合計画について」(基本構想及び基本計画)を諮問されました。

藤沢市総合計画審議会は、藤沢市新総合計画基本構想について、藤沢市地域経営戦略100人委員会、地域経営会議等の多様な意見提案に耳を傾けるとともに、「藤沢のこれから、1日討論」(討論型世論調査)の結果を踏まえ、検討を重ねて参りました。

そして、藤沢市の現状と社会経済情勢の変化を見据え、市民、地域と行政がつくる藤沢市独自の地域経営や市民自治を踏まえた「私たちの政府」を実現し、「自らが創る身近な公共の仕組み」を生み出すことを基本に、基本構想を策定しました。

策定にあたっては、総合的かつ専門的に7回にわたり慎重に審議を尽くした結果、別冊のとおり藤沢市新総合計画基本構想を答申します。

以 上

# 藤沢市新総合計画基本構想

答 申

2010年(平成22年)2月6日

藤沢市総合計画審議会

## 藤沢市総合計画審議会委員

(敬称略)

選出区分	審議会役職等	氏名	選出団体等	分野
市議会 (5人)		加藤 なを子	日本共産党藤沢市議会議員団	
		原 輝雄	さつき会	
		佐賀 和樹	ふじさわ自民党	
		渡辺 光雄	かわせみ会	
		塚本 昌紀	藤沢市公明党	
学識経験者 (12人)	会長	曾根 泰教	慶應義塾大学政策・メディア研究科教授兼総合政策学部教授	政治学・政策分析論
	副会長	川島 一明	日本大学生物資源科学部教授	教育学・スポーツ
		広海 十朗	日本大学生物資源科学部教授	自然環境
		小松 加代子	多摩大学グローバルスタディーズ学部准教授	ジェンダー
		海老沼 康光	湘南工科大学工学部教授	環境政策
		佐野 尚見	パナソニック株式会社顧問	企業経営
		石井 あゆ子	元北海道庁職員	地方自治
	まちづくり コーディネーター	玉村 雅敏	慶應義塾大学総合政策学部准教授	公共経営・コミュニティ論
	まちづくり コーディネーター	古谷 知之	慶應義塾大学総合政策学部准教授	都市交通・都市観光・都市計画
	まちづくり コーディネーター	植原 啓介	慶應義塾大学環境情報学部准教授	IT・情報
	まちづくり コーディネーター	秋山 美紀	慶應義塾大学総合政策学部専任講師	地域医療・保健・福祉
	まちづくり コーディネーター	東海林 祐子	慶應義塾大学総合政策学部専任講師	人材育成・子育て支援
関係業界団体 (5名)		吉田 正志	湘南地域連合副議長	労働
		田中 正明	藤沢商工会議所副会頭	経済
		杵淵 業明	藤沢青年会議所監事	経済
		武内 鉄夫	藤沢医師会会長	医療
		神崎 治久	さがみ農業協同組合藤沢地区運営副委員長	農業
関係行政機関 (1名)		島津 直美	神奈川県湘南地域県政総合センター所長	
市職員 (1名)		新井 信行	藤沢市副市長	

## 総合計画審議会起草部会委員

(敬称略)

部会長	曾 根 泰 教
副部会長	川 島 一 明
	玉 村 雅 敏
	海老沼 康 光
	小 松 加代子

## 総合計画審議会等の開催日程

1. 総合計画審議会 基本構想(平成21年8月2日～平成22年2月6日)
- |        |  |
|--------|--|
| 8月 2日  | 第1回総合計画審議会<br>・新総合計画の基本的な考え方について<br>・藤沢市の現況について<br>・新たな課題抽出について  |
| 9月13日  | 第2回総合計画審議会<br>・課題抽出について<br>・課題抽出の状況について<br>・課題抽出に伴う論点整理  |
| 10月 3日 | 第3回総合計画審議会<br>・市議会議員全員協議会及び地域経営戦略100人委員会の報告<br>・新総合計画の構造と基本構想策定のプロセスについて<br>・「“らしさ”と“課題”抽出の領域設定と分類」及び「基本構想の“切り口”と“軸”の設定」について<br>・(仮)起草部会の設置について  |
| 11月23日 | 第4回総合計画審議会<br>・地域経営戦略100人委員会の経過報告<br>・市民電子会議室の経過報告<br>・起草部会報告<br>・新総合計画基本構想(第一次素案)原案について<br>・地域経営戦略100人委員会との合同協議について   |
| 12月12日 | 第5回総合計画審議会<br>・地域経営戦略100人委員会の開催報告<br>・起草部会報告<br>・新総合計画基本構想(第一次素案)について<br>・市議会議員全員協議会の開催結果について<br>・地域経営戦略100人委員会との合同協議について<br>・パブリックコメントの実施について<br>・「藤沢のこれから,1日討論」(市民1000人調査・200人討論)の実施について |
| 1月24日  | 第6回総合計画審議会<br>・パブリックコメントの実施結果について<br>・第5回地域経営戦略100人委員会の開催報告<br>・新総合計画第一次素案への意見提案の取りまとめ結果について<br>・起草部会報告<br>・新総合計画基本構想第二次素案について<br>・地域経営戦略100人委員会との合同協議について<br>・答申までのスケジュールについて             |
| 2月 6日  | 第7回総合計画審議会<br>・新総合計画基本構想第二次素案への意見提案の取りまとめについて<br>・新総合計画基本構想(案)について<br>・答申について  |

## 2. 総合計画審議会起草部会

- |        |                      |  |
|--------|----------------------|--|
| 10月 3日 | 総合計画審議会 第1回起草部会      | <ul style="list-style-type: none"><li>・新総合計画の位置づけと役割について</li><li>・新総合計画の全体フレームについて</li><li>・部会スケジュールについて</li></ul> |
| 11月 7日 | 総合計画審議会 第2回起草部会      | <ul style="list-style-type: none"><li>・基本構想のフレームについて</li><li>・基本構想の内容について</li></ul>                                |
| 11月16日 | 総合計画審議会 第3回起草部会      | <ul style="list-style-type: none"><li>・新総合計画基本構想草案について</li></ul>   |
| 11月23日 | 総合計画審議会 第4回起草部会      | <ul style="list-style-type: none"><li>・新総合計画基本構想（第一次素案）について</li></ul>  |
| 12月 3日 | 総合計画審議会起草部会（電子メール開催） | <ul style="list-style-type: none"><li>・新総合計画基本構想（第一次素案）について</li></ul>  |
| 1月13日  | 総合計画審議会 第5回起草部会      | <ul style="list-style-type: none"><li>・新総合計画基本構想（第一次素案）に寄せられた意見提案について</li><li>・新総合計画基本構想（第二次素案）について</li></ul>      |
| 2月 3日  | 総合計画審議会 第6回起草部会      | <ul style="list-style-type: none"><li>・双方向による電子メール開催</li><li>・新総合計画基本構想（案）について</li></ul>                           |

## 3. 総合計画審議会と地域経営戦略100人委員会との合同協議

- |        |                             |  |
|--------|-----------------------------|--|
| 12月12日 | 総合計画審議会と地域経営戦略100人委員会との合同協議 | <ul style="list-style-type: none"><li>・新総合計画基本構想策定の検討経過について</li><li>・新総合計画基本構想第一次素案の基本的な考え方について</li><li>・新総合計画基本構想第一次素案の概要について</li><li>・グループ討議</li><li>・合同協議</li><li>・総括</li></ul> |
| 1月24日  | 総合計画審議会と地域経営戦略100人委員会との合同協議 | <ul style="list-style-type: none"><li>・新総合計画基本構想第一次素案への意見と取りまとめ結果</li><li>・新総合計画基本構想第二次素案（案）の考え方と概要について</li><li>・グループ討議</li><li>・合同協議</li><li>・総括</li></ul>                        |

## 藤沢市新総合計画基本構想

### 第1章 私たちがめざす藤沢の未来と新しい総合計画

#### 第1編 はじめに ～新しい総合計画の目的～

この新総合計画は、藤沢の20年後を見据えて今後10年間でなすべきことを体系的にまとめたものである。総合計画は、通常10年ごとに書き換えられることが多いが、この新総合計画は、以下の観点を念頭において、新しい発想に立ち記述された。

第1には、予測を超える速さで、社会や経済の変動がやってきていることにある。1999年（平成11年）に策定された前回の「ふじさわ総合計画2020」でも、旧来の成長型経済モデルから脱して、高齢化・少子化などは十分考慮していた。環境問題も視野に入っていた。現実にははるかに速い速度で変化している。総「中流社会」といわれた日本で格差問題がこれ程までに論じられるとは予測していなかった。また、リーマンショックのような世界金融危機もやってきた。グローバル化の進展も早い。

これから、10年20年後を正確に予測することは難しい。しかし、現在、萌芽的に発生していることでも大きな変動要因となることは十分考慮すべきである。一般の統計や世論調査だけではなく、変化の底流を探り出すことが必要となる。

そのために、この新総合計画ではつくり方自体を変えた。総合計画審議会は、積極的に活動を行い、「地域経営戦略100人委員会」「地域経営会議」「討論型世論調査」「わいわい・がやがや・わくわく会議」などを通じて多様な意見を集め、多角的に検討を重ねてきた。

しかし、そのような声を聞き、立ち止まっていまから何をなすべきか包括的に考えたとしても、10年後20年後の予測は万全ではない。思わぬ出来事はやってくると思った方がいいだろう。それゆえ、変化に対応できるシステムを作っておくことが必要になる。耐震には柔構造が必要である。ショックを吸収する分散構造もひとつの方法である。

第2に、新総合計画は分権の仕組みにこだわった。市民参加の方法もいままでの

延長だけで十分だとは思っていない。現状については情報を十分に共有すれば、おおよそのところ、できることと、できないことは分かってくる。それらの問題に対処する仕組みを設計して、持続的に機能するようにするのは簡単なことではない。その仕組みの総称を「私たちの政府」として、新総合計画の基本にしている。

第3に、内容も甘い未来は語っていない。しかし、可能性を否定はしていない。工夫の方法も出口も示している。また、正確な予測の絵を描くことより、市民の力を信頼して、柔軟に対応できる仕組みを中心においてある。しかもその仕組みは、進化し続けるということが念頭にある。

第4に、この新総合計画は、行政内部だけで読まれる文書とは思っていない。市民がふと立ち止まって将来を考えてみようと思う時に役に立つように書かれている。地方分権の姿の先取り、基礎自治体の新たな挑戦として読んでいただいてもいい。

それが、危機があるけど夢がある、厳しい現実だが将来は可能性に満ちているという意味なのである。

## 第2編 新総合計画の枠組と策定プロセス

### 1 新総合計画の位置づけ

一般的にこれまでの総合計画は、行政のみが利用することを想定した「行政管理をするための計画」でしたが、新総合計画は、「地域市民<sup>\*1</sup>」、コミュニティ<sup>\*\*1</sup>と行

---

\*1 地域市民 地域に住み、働きまたは学びながら、地域の経営に参画する市民を表す言葉として、一般的な「地域住民」という言葉と区別して使っています。

\*\*1 コミュニティ 地域における自治会、町内会、地縁団体をはじめとする、生活や社会を築く上で必要な互助、協力などの「つながり」をつくる団体や「つながり」自体をいいます。



政が協働で活用する「地域経営<sup>\*2</sup>」や、市民主体の「藤沢づくり<sup>\*2</sup>」を推進するための計画として位置づけます。

## 2 計画のフレームと構成

- (1) 新総合計画では、地域経営を進めていくための仕組みとプロセスを明らかにした上で、「生活者の実感」で市民、地域と行政が協働して創り上げる藤沢の将来像を示します。さらに「藤沢づくり」を進めていくための理念・目標・施策の方向を明らかにし、あわせて具体的に取り組むシナリオを示します。
- (2) 新総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3つの要素より構成されます。
- (3) 目標年次は、2030年度（平成42年度）とします。

## 3 基本構想・基本計画・実施計画

### (1) 基本構想 ～未来へ向けた構想～

ア 藤沢の20年後（2030年度（平成42年度））までの姿を示すビジョンとします。

イ 基本構想は、地域経営を実現していくための将来像、理念、都市ビジョン、方向性及び仕組みとプロセスなどを示すとともに、「藤沢づくり」や「地域づくり<sup>\*3</sup>」として具体的に取り組むべきことを明らかにする「基本計画」「実

---

※2 地域経営 「地域市民」、コミュニティと行政が、それぞれ自律して行動し、お互いに協働・共創しながら、各地区や市全体の暮らしやすさと豊かさの向上をめざして、まちの経営を進めることです。

\*2 藤沢づくり 藤沢独自の仕組みと取り組みで進める市全体のまちづくりを表す言葉で、これまでの一般的な「まちづくり」という言葉に代わって使っています。市全体のまちづくりなので、その主体は原則として「市民、地域と行政」という表現にしています。

\*3 地域づくり 「藤沢づくり」が市全体のまちづくりを表す言葉であるのに対し、地区のまちづくりを表す言葉として使っています。地区のまちづくりなので、その主体は原則として「「地域市民」、コミュニティと行政」と表現しています。

施計画」の方向性を示したものです。

(2) 基本計画 ～基本（土台・基礎）となる計画～

ア 基本構想の理念を受けて策定する、将来像の実現のための基本となる方向性を示します。

イ 行政は、地域経営戦略100人委員会などの検討内容をふまえ、地域経営会議や市民などの声を聞きながら市域全体のまちづくり計画（案）を策定します。

ウ 「藤沢づくり」と「地域づくり」の具体的方向性を示した市域全体のまちづくり計画と地域まちづくり計画を定めます。

エ 各地区の地域経営会議と市民センター・公民館は、地域経営戦略100人委員会等での検討内容をふまえ、「地域市民」の声を聞きながら、地域まちづくり計画（案）を策定します。

オ 地域まちづくり計画（案）は、市民の生活者の実感に基づく課題整理と分析による、地域まちづくりの方向性を示す計画とします。

カ 政策・施策のPDCAサイクル<sup>※3</sup>の「進捗管理等」の方針を示します。

キ 実施計画へつなぐ中長期財政計画の見通しを示します。

ク 前期、後期の12年間（3年ごとのローリング<sup>※4</sup>）の計画とします。

ケ 予測困難な社会情勢、経済情勢の変化が生じた場合は、必要に応じて基本計画を見直すものとします。

(3) 実施計画 ～実施するための計画～

ア 基本計画を達成するための実施計画（3年）

(ア) 藤沢全体で共有し、行動するための市域全体の実施計画

(イ) 地域で考え、実行するための地域経営実施計画（地区別まちづくり実施

---

※3 PDCAサイクル PLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（チェック・評価）→ACTION（改善）のサイクルのことで、このサイクルにより方針の妥当性の検証ができ、計画や行動が目的・目標に適合していきます。

※4 ローリング 計画の実行→分析・評価→計画の修正・実行というサイクルを繰り返していく方法

計画)

(ウ) 市域全体の実施計画と地域経営実施計画（地区別まちづくり実施計画）  
を担保するための短期財政計画

イ 行政は、市域全体のまちづくり計画などに基づき、具体的に取り組む市域  
全体の実施計画を策定します。

ウ 各地区の地域経営会議と市民センター・公民館は、地域まちづくり計画に  
基づき、「地域市民」の声を聞きながら、地域経営実施計画（地区別まちづ  
くり実施計画）（案）を策定します。

エ 地域経営実施計画（地区別まちづくり実施計画）（案）は、市民の身近な  
暮らしやすさを実現するための生活環境や活動，サービスの中身を示す計画  
とします。

オ 3年間の計画

1年ごとに、事業と財政計画，P D C Aサイクルによる進捗管理，社会状  
況の急激な変化等への対応を図りながら，次の実施計画につなげていきます。

#### 4 新総合計画と部門別計画

(1) 行政が他の法令や総合計画に基づき部門，事業ごとに策定する都市マスター  
プラン，地域福祉計画，地域 I T 基本計画，環境基本計画などの計画は，この  
新総合計画の基本構想に示す理念や方向性に即し，またプロセスをふまえて見  
直しや策定を行います。

(2) 部門別事業計画などを新総合計画の基本構想に示す理念や方向性に即して市  
民・市民ボランティア・N P O ・大学・企業等と行政との連携・協働によって  
総合的に推進していきます。

#### 5 計画策定のプロセス

新総合計画は、「市民力」「地域力」「行政力」の3つを結集して，創り出すも  
のです。

(1) 地域力は，各地区の地域経営会議の推薦委員と，幅広い領域で活動している  
市民公募委員で構成される「地域経営戦略100人委員会」及び，各地区に設  
置された「地域経営会議」を通じて発揮されます。

(2) 市民力は、いままでに培われてきた市民力をふまえ、さらに広範囲な方々の意見を計画に反映していくための会議である「藤沢のこれから、1日討論」(討論型世論調査：市民1000人調査・200人討論)やパブリックコメント等を通じて発揮されます。

(3) 行政力は、行政内部の「庁内新総合計画検討会議」(幹部会)及び「わいわい・がやがや・わくわく会議」(若手職員による会議)を通じて発揮されます。

この様々な会議体は、生活実感や活動経験などに基づく「新鮮な発見」や「議論の素材」としての「藤沢らしさ(現在と未来)」「藤沢全体の強みと弱み」「地域ごとの実感」の拾い出しや「生活課題に基づく課題整理と分析」「地域まちづくりの方向性の検討」「目標の達成度を測る指標化」などのほか、まちづくりに関する意見・提案の提出なども総合計画審議会に対して行います。

このうち地域経営会議は、各市民センター・公民館とともに、地域経営戦略100人委員会での議論をふまえ、「地域市民」の意見等を聞きながら、「地域まちづくり計画(案)」を策定して、総合計画審議会に提出します。

総合計画審議会は、会議体からの「新鮮な発見」や「議論の素材」、「地域まちづくり計画(案)」などの提案をふまえた上で、新総合計画を策定します。

地域経営会議は、各市民センター・公民館とともに、自ら課題解決策と実践活動を模索し、優先性、有効性、効率性、コストなどを考慮しながら「地域経営実施計画(地区別まちづくり実施計画)(案)」を策定し、行政に働きかけ、連携して課題解決などを図ります。行政は、地域経営会議や市民センター・公民館と協議しながら、市民力・地域力を生かした「地域経営実施計画(地区別まちづくり実施計画)」を策定します。

このように私たちは、「市民力」「地域力」「行政力」の相乗効果を引き出す仕組みを構築しながら、「まちづくりのプロセス」の試行錯誤を通じて学んでいき、新たに始動した地域経営会議を基盤とした市民主体の「藤沢づくり」へと発展させていきます。

3つの力を組み合わせて計画を創り出し、その計画に基づいて進める自律と協働による自治の仕組みは、新しい市民自治の「藤沢モデル」として定着させ、また、全国的に参考とされるものとして進化させ、発信していきます。

## 第2章 私たちの基本構想

### 第1編 「私たちの政府」宣言

#### 1 「私たちの政府」宣言

新総合計画を実現するためには、それを実行する主体とシステムが必要です。市長と議会という二元代表の制度が前提にあります。それを実施するのは、行政であることはいうまでもありません。もう一方で、藤沢市では過去30有余年にわたって「市民集会」や「くらし・まちづくり会議」などの市民自治の実績を積み上げてきました。また、地域では市民が主体となって、自治会・町内会、ボランティア、NPOなどの活動が活発に展開され、自助・共助の精神も芽生え、さらにいま、進化した市民自治の仕組みである地域経営会議や「地域市民」が中心となって進めていく「藤沢づくり」が始まっています。

一方、国においても、1999年（平成11年）に成立した「地方分権一括法」や2003年（平成15年）からの「三位一体の改革」など国レベルで地方分権が進み、さらには地域の課題は地域自らで解決していく仕組みとしての「地方政府」の考えが国の正式文書に登場し、「地域主権」改革も論じられるようになりました。

その「地方政府」の中身を決めるのは、基礎自治体の主体的判断です。「地方政府」を「大きい政府」や「小さい政府」という規模の問題から論ずるよりも、どのような仕組みを作ったら有効に機能するのかという観点が重要です。

このような藤沢の市民自治の歴史をふまえ、地方分権の潮流をチャンスと捉えて、市民、地域と行政とが手を携えて課題に立ち向かう新たな仕組みを築いていくことが、私たちに課せられた課題です。この仕組みを「私たちの政府」と呼び、そこから「市民主体のまちづくり」（「藤沢づくり」）を、私たち自身の力で進めていく努力をします。それによって、豊かで暮らしやすく、持続可能な私たちのまちが形成され、子や孫やさらにその将来の世代まで「藤沢に住み続けたい」と思えるまちづくりを行います。

危機感を共有できるいまこそ、「藤沢を考え、ともに行動」（Think Fujisawa, Act Together）する好機です。

「地方政府」をさらに深化させた藤沢独自の地域経営や市民自治を含む「私たちの政府」を実現することで、自らが創る身近な公共の仕組みを生み出し、「藤沢づくり」を展開します。これが新総合計画です。

私たち市民一人ひとりが安心して着実な生活を営み、藤沢で暮らすことに誇りを持てるまちをつくるために、市民、地域と行政がつくる新たな仕組みである「私たちの政府」を築いていくことを、私たちはここに宣言します。

## 2 「私たちの政府」で進める「藤沢づくり」の基本的な考え方

「私たちの政府」で進める「藤沢づくり」の基本的な考え方は、次の3点です。

### (1) 「生活者の実感」で進める「藤沢づくり」

藤沢の未来をつくるためのヒントは、子どもや高齢者、障がい者など、社会的に援助を必要とされている人も含めて、地域に住み、働き、学ぶ人たちの、生活者としての「実感」にあります。また、よりよい未来を効果的に実現するための活動も「生活者の実感」から始めることが大切です。

「生活者の実感」に基づき、「未来への課題」を明らかにし、効果的な役割分担と協働・共創<sup>※5</sup>を通じて身近な「藤沢づくり」を実行し、その結果を相互に点検・改善していくことが、未来の「藤沢づくり」です。

市民、地域と行政は、皆が明るく豊かで、生きがいをもっていきいきとした生活を送ることができるよう、「生活者の実感」から、活動や政策を実施し、相互に検証・改善するとともに、新たなセーフティネットの構築も進めていきます。

### (2) 「市民力」「地域力」「行政力」を発揮する「藤沢づくり」

私たちの藤沢の強みのひとつに、自らの実践力をもつ多様な人材や団体が活躍していることがあります。各地区では活発な市民活動が展開されており、市内全域に「市民力」が満ちあふれています。また、地域の様々な課題について、「地域市民」同士が連携、協力して解決する「地域力」も各方面で発揮され、

---

※5 協働・共創 それぞれの主体が対等の立場で知恵を出し合い、役割を分担し、または協力しながら公共的なサービスを担ったり、新たなサービスや価値を創り出したりしていくこと。

蓄積されています。

「市民力」「地域力」が藤沢の最大の原動力です。

「未来を考え、いま行動を」(Think Future, Act Now)

これが市民主体の「藤沢づくり」の行動規範です。これからの「藤沢づくり」は、市民の意識と行動に支えられたこれらの「力」が主体となって進められていくことが大切で、行政は、その実現のための「パートナー」です。

「市民力」「地域力」をさらに発展させる新たな仕組みとして、「地域市民」による地域主体の「地域づくり」を推進していく各地区の地域経営会議と、本庁から「予算」と「権限」を移譲されて「行政力」を発揮する市民センター・公民館が連携しながら、地域が主体となって責任ある地域自律型の「藤沢づくり」を進めていきます。

### (3) 「私たちの政府」による自律と協働の「藤沢づくり」

地方分権という時代潮流の中で、地域が主体となって自己決定していくという自律した行政体が期待されています。

各地区の地域経営会議や市民センター・公民館を核に地域分権<sup>\*4</sup>を進めるとともに、地区間で共通する課題は地区と地区が連携して解決し、市域を越える課題については近隣自治体と広域連携を通して協働して解決を図っていきます。

行政は「行政力」を発揮し、市民と協働してより効率的、効果的な経営を行うため、徹底した行政改革に取り組む一方で、藤沢の将来にとって必要と思われることに対しては、積極的に投資するなど、生活者の実感でメリハリのある戦略的市政経営を進めます。

---

\*4 地域分権 国から基礎自治体に、権限と予算などを委譲することを「地方分権」といいます。藤沢市では、市の権限と予算などを市民センター・公民館に分散することを「市内分権」と位置づけ、地域経営会議と市民センター・公民館が連携して地域のめざす方向を明らかにし、自助・共助・公助によって、地域づくりを進めていくことを「地域内分権」と位置づけます。新総合計画では、この「市内分権」と、地域づくりをめざす「地域内分権」を総称して「地域分権」と呼びます。

## 第2編 将来像と基本理念 ～20年後までの自律と協働の姿～

### 1 将来像

「私たちの政府」が創る、いまま未来も住み続けたいまち「湘南ふじさわ」

生活実感を持った市民と地域は、その価値観に根ざした発想力と行動力を持っています。

いま、私たちが「生活者の実感」として持っている思いを、20年後までに向けて実現させていくためには、課題の一つひとつに夢を込めた布石を打ち、市民、地域と行政が協働して地域経営により解決していくことが必要です。

そこで、明るく活力のある「湘南ふじさわ」をめざすための本市の将来像として、「私たちの政府」が創る、いまま未来も住み続けたいまち「湘南ふじさわ」を定めます。

### 2 将来像を実現していくための3つの基本理念

**【基本理念1】** 地域経営による永続的な市民主体の「藤沢づくり」を実現します

理念1-1 地域経営 ～市民主体の「藤沢づくり」～

(1) 地域でできることは地域の自主自律により実行し、市民力、地域力が発揮される地域自律型「藤沢づくり」を推進します。

(2) 地域と行政が役割と責任を分担し、「地域市民」と地区ごとの地域経営会議が主体となって、地域ごとの協働と共創による独自の「地域づくり」を行います。

理念1-2 地区間連携 ～協働による課題解決～

地区間で共有するまちづくりの課題に対して、「地域市民」と地域経営会議が中心となって、地区と地区が連携して課題を共有し、解決を図ります。

**【基本理念2】** 市民と創る「自律するまち」の行政システムを構築します



## 理念 2-1 市内分権と本庁業務の機能分担

「地域市民」と地域経営会議が主体となった「地域づくり」を進めるため、市民センター・公民館へ予算と権限の移譲、業務移管を行うとともに、支援機能を強化しつつ、本庁業務執行体制の簡素効率化を推進し、新しい行政システムを構築します。

## 理念 2-2 市民・企業等と行政によるパートナーシップ(新しい公共づくり)

市民・市民ボランティア・NPO・大学・企業等の知恵と力を集め、民間と行政とのパートナーシップを強化し、それぞれが持つ資源やノウハウを活用して多様な主体との公民連携による新しい公共を形づくりします。

## 理念 2-3 「選択と集中」を図る財政計画

限りある財源・資源を効率的、効果的に活用するとともに、行政の生産性を高め、成果をもたらすために、新総合計画は「選択と集中」を図り、より少ない費用でより高い効果をあげる方策を常に意識します。また、将来への投資を可能とするために、効率的・効果的でかつ継続性が担保された財政計画の策定とその管理を行います。

## 理念 2-4 クリーンな市政と信頼される市政

- (1) 行政の保有するすべての情報を、市民との共有化を原則に、より身近な場所での公開と提供を積極的に進めます。
- (2) 行政の業務執行にあたっては、透明性・公平性・公正性と効率性・有効性の観点から、コンプライアンス改革（法令の遵守）やインターナル・コントロール改革（内部統制）を進めます。

## 【基本理念 3】協働して広域連携を展開します

### 理念 3-1 広域連携による行政サービスの効率化

市域を接する他の自治体と広域的視点に立って、共通する都市課題を解決するために、行政サービスのスケールメリットを活用し、サービスの共同運営、防災、消防、救急、交通ネットワークや地域経済の活性化など、広域的都市課題の解決に向けて連携し、整備を推進します。

### 理念 3-2 多様な都市活動の広域連携

市民・市民ボランティア・NPO・大学・企業等と行政は、文化、情報、

研究開発，生活支援などの多様な都市活動において，市域を越えた活動主体間の連携を行います。

### 第3編 市民，地域と行政がめざす20年後までの藤沢の姿 ～藤沢の都市ビジョン～

将来像を実現する「藤沢づくり」の20年後までの藤沢の姿を3つの都市ビジョンとして掲げます。

#### 【都市ビジョン1】 市民の力が育てる生活充実都市

日本社会は成長社会から成熟社会へ転換したとされていますが、「成長に限界なし」という言葉があるように，成長は経済の豊かさだけではありません。地域経営の視点に立って，行政システムを再構築し，市民一人ひとりの「市民力」と地域コミュニティが育む「地域力」と行政の協働と連携を強化し，地域活力がみなぎる，生活実感として豊かさを感じ取れる暮らしを実現することにより，市民一人ひとりが生活の充実感が得られる都市をめざします。

#### 【都市ビジョン2】 地域から地球に広がる環境行動都市

私たちの住む地球は，化石エネルギーの消費を中心とした私たち自身の生産活動・都市活動などによって，温室効果ガスの増大により温暖化が進行しています。地球温暖化は，自然や人間社会のシステムに対する現実の脅威です。

一方，藤沢の豊かなみどりと海，大地の環境，歴史・文化が織りなす風土や環境を次世代に継承・創出していかなければなりません。

このような資源，エネルギー，歴史・文化などの課題や魅力に対して，「地球規模で考え，足下から行動を起こす。」（Think Globally, Act Locally）の視点に立って，市民一人ひとりが暮らしの中で，次世代に引き継ぐべき自然環境はもとより，社会環境，生活環境なども含む幅広い環境の大切さを意識し行動する役割を担い，地域と行政が連携して課題を解決することによって，魅力あふれる身近な環境を実現する環境行動都市をめざします。

### 【都市ビジョン3】 さらなる可能性を追求する創造発信都市

都市間競争とグローバル化、国際的な経済競争など新たな社会潮流の中で、藤沢の持つ生活環境、教育環境、観光資源及び湘南の持つブランド力などに見られる「藤沢の強み」を伸ばし、交通基盤や藤沢の知名度などに見られる「藤沢の弱み」を克服して、都市のアイデンティティと魅力を新しい力として、持続可能な都市を形成することにより、自信に満ちたまちを発信する都市を構築していく必要があります。

そのためには、地域経営の視点に立って、市民・市民ボランティア・NPO・大学・企業等と行政が協働・連携して、バランスの取れた産業構造の構築と地域に根ざした新しい産業の創出、「藤沢ライフスタイル<sup>\*5</sup>」や「湘南カルチャー<sup>\*6</sup>」の創出と発信などにより、都市活力の持続性を高める創造発信都市をめざします。

第4編 「藤沢づくり」のめざす方向性～20年後までの藤沢をめざして、いまから始める「藤沢づくり」～

市民、地域と行政が、20年後までの「藤沢づくり」のめざす姿として定めた3つの都市ビジョンを実現していくために、いまから始める「藤沢づくり」のめざす方向性を、次のとおり9項目掲げます。

このめざす方向性にもとづいて、「藤沢づくり」や「地域づくり」として具体的に取り組むべきことを明らかにする「基本計画」「実施計画」を定めていきます。

#### 1 地域自律型の「藤沢づくり」を育むまち

地域の歴史・文化や地域資源を活かして、地域に住み、働き、学ぶ人たちが協働して、地域から生み出す付加価値を享受するために、各地区ごとに個性のある

---

\*5 藤沢ライフスタイル 海などの自然や古くからの文化財、地元の商店や食材など藤沢のあらゆる資源に親しみ、トータルに活用しながら豊かな生活を送るスタイルを「藤沢ライフスタイル」と名付けました。

\*6 湘南カルチャー これまで藤沢で盛んだった文化活動を含め、藤沢をはじめとする湘南地域の資源を活かした新たな分野や各分野の新たな文化の動きを「湘南カルチャー」と名付けています。

地域経営を進めるとともに、行政は財政改革と行政改革を進めるとともに、新たな行政システムを構築し、市民、地域と協働して市民主体、地域自律型の「藤沢づくり」をめざします。

## 2 明日の藤沢を担う「藤沢の子どもたち」を育む環境

明日の藤沢を担う「藤沢の子どもたち」を育てていくため、安心して子どもを産み、育てられる生活環境や多様な教育ニーズへの対応、家庭・地域・学校の教育連携など、教育環境を持続・発展させることをめざします。

## 3 市民力・地域力による安全で安心して暮らせるまち

コミュニティを維持・発展させ、市民が一生安心して暮らせる保健・医療（介護）・福祉・健康などの生活環境と、犯罪や災害への不安解消などによる、安全で安心できる地域社会を創り上げることをめざします。また、病気の予防やスポーツなどを通じた身体的な健康のみならず、心も健やかであるために、生き生きと安心して暮らせる私たちの健康づくりをめざします。

## 4 共に生き、共に創る地域社会の創出

すべての市民が、差別や偏見を持つことなく、互いを認め合い、共に生き、働き、学ぶことができる豊かな生活環境を実現するため、それぞれの人権を尊重し、男女が共同で参画し、高齢者、若者なども積極的に参画できる、多文化の共生する穏やかな地域の社会環境を創り出すことをめざします。

## 5 豊かな地域資源の次世代への継承・発展

藤沢の自然環境、景観、歴史・文化資産など、先人から引き継いできた地域固有の資源をさらに発展させ、次世代に継承することによって都市としてのアイデンティティを高め、地域資源を活かしたまちをつくることをめざします。

## 6 地球温暖化防止など未来の地球環境への投資

地球温暖化などの環境問題やエネルギー・食糧などの資源にかかわる課題について、地球規模の視点に立って地域で取り組み、持続可能なまちと低炭素社会を

つくりあげることをめざします。また、地域の大学力や企業力を活かして、産学官による協働と連携によって、最先端の環境技術を生み出す産業構造や環境に優しい都市システムを創り出すことをめざします。

## 7 「藤沢づくり」を支える都市構造の再構築と地域経済の活力再生

産業や生活の基盤を支える都市機能を強化していくために、新たな拠点地区の整備や連携する道路、鉄道等の公共交通、海上交通のネットワーク化など、土地利用の方向性も含んだ「新たな都市構造の再構築」をめざします。また、産業の活力を高め、雇用の機会を増やし地産地消の推進を図るため、市民、地域の持つ資源を活かしつつ、商業、工業、観光、農水産業など、市民力、地域力、大学力、企業力などの連携によって地域経済の活力再生をめざします。

## 8 公共資産の維持管理と有効活用

公有地などの公共的な保有資産の積極的な活用とともに、公共施設の集約・移転等により生じる跡地、施設の有効活用、地域ニーズに合った資産を活用します。そのためには、公共施設・都市基盤施設の老朽化の時期を見据えて、既存施設の保全、再構築、機能更新など、社会資本の有効活用と長寿命化をめざします。

## 9 「藤沢ライフスタイル」と「湘南カルチャー」の創出

湘南の環境と文化、ブランド力などの地域の特性を活かした、魅力的な生活（「藤沢ライフスタイル」）や創造的な湘南の文化（「湘南カルチャー」）の創出をめざし、その魅力と価値を発信します。そして、市民一人ひとりが豊かな心を育み、地域と世界をつなぐ国際交流などを通じて人材を育て、文化にふれあう交流発信のまちをつくりあげることをめざします。

# 第3章 藤沢づくりの背景と現状

## 第1編 新しい総合計画策定の必要性

1999年（平成11年）2月に基本構想が策定された「ふじさわ総合計画20

20」は、大きな時代の変化に伴う、市民の価値観や生活様式の多様化、自治体が地方分権に対応していくための計画でした。

この「ふじさわ総合計画2020」では、21世紀初頭を見据え、地域の産業や経済の活性化、情報ネットワークの構築、地球環境保全への対応、少子高齢化社会や本格的な地方分権への対応などについて、長期的な観点から検討し、「湘南の海にひらかれた生涯都市藤沢」として将来像を定めています。

あわせてその将来像を実現するために、まちづくりの3つの理念と、7つの基本目標を設定し、市民が一生安心してくらすためのまちの実現に向けて、基本構想、基本計画等を策定しています。

「ふじさわ総合計画2020」は、そのスタートと時を同じくして、かつてない程の厳しい経済状況に見舞われ、その状況は現在も回復しておりません。しかし、このような状況下でありながら、藤沢市は卓越した市政運営によって着実に「ふじさわ総合計画2020」を取り進め、大きな成果をあげてきました。

1点目は、市民参加システムの構築をめざして、市民と行政のパートナーシップを強化するために、「市民集会」方式から「くらし・まちづくり会議」の創設及び市民電子会議室の設置などに取り組んできたことです。

2点目は、財政基盤の再構築を図るため、湘南C-X都市再生プロジェクトや武田薬品工業藤沢工場跡地への研究所誘致などを図るため、産業誘致につながる企業誘致制度の創設に取り組んできたことです。

3点目は、健全財政を維持しながら、「ふじさわ総合計画2020」を着実に推進し、各種施策の効果をあげてきたことです。例えば福祉健康医療制度の充実を図るために、保健所政令市となり、保健・医療(介護)・福祉・健康行政を推進してきました。また、廃棄物の徹底した減量とリサイクルの推進、環境との共生の視点に立った江の島・湘南海岸一帯の観光経済の活力再生などにも積極的に取り組んできました。

4点目は、第一次及び第二次行政改革において、170人の人的削減効果と381億円の財政効果を生み、その人的財政的資源を多様化する市民ニーズなどへの新たな投資に振り向けることに取り組んできたことです。

しかしながら、「ふじさわ総合計画2020」を策定した当時には想定をしえなかった様々な社会状況の変化が、いま起きています。

日本社会では2005年(平成17年)の合計特殊出生率<sup>※6</sup>が過去最低を更新し、同年から人口減少社会に突入しました。また、家族形態では平均世帯人員が戦後一貫して減少し続けており、家族類型では夫婦のみの世帯や単独世帯が増加してきています。

さらに、2003年(平成15年)4月には完全失業率がそれまでで最高となりました。企業では、パート・派遣等の非正規従業員を活用することと併せて、賃金制度の見直しにより、正規従業員の間においても賃金格差が広がっています。

これらは労働力人口の減少による年金制度、医療制度や医療保険などの給付と負担の問題、高齢者の介護や育児の問題、雇用の問題などとして市民の生活を直撃しました。

一方、藤沢市に目を転じると、まず1点目は、財政状況の悪化です。市の歳入の根幹をなす市税収入は、1997年度(平成9年度)のピーク時に比べ、2003年度(平成15年度)には100億円以上の減収を余儀なくされました。この財政難に対しては、事業の見直しやスクラップ・アンド・ビルドを進めるとともに、手数料などの見直し、受益者からの適正な負担という手法などにより、かろうじて健全な財政状態を保ってきましたが、一方で高度経済成長期に建設した公共施設や下水道などが耐用年数を迎つつあり、今後の社会資本の整備のあり方を考えていくと、これまでのようにそのまま建て替えるということを選べない状況になっています。

2点目は、不況に伴う企業の転出です。

関東特殊製鋼、日本電池、エルナー電子、松下電器産業などの製造業を中心に、「ふじさわ総合計画2020」を策定した後に、企業が藤沢から去っていきました。

武田薬品工業藤沢工場も撤退し、結果的には研究所を迎えることができましたが、今後はさらに「企業という市民」にとって、魅力あるまちづくりというものを真摯に考えていかなければなりません。

---

※6 合計特殊出生率 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数(一人の女性が一生の間に産む子どもの数)に相当する。

3点目は、少子化と高齢化の予想以上の早い進展です。

昨年度実施した人口推計におきましては、2020年（平成32年）にピークを迎え、その後は減少に転じるとともに、高齢者人口は、2035年（平成47年）に人口構成で32%を超え、急速かつ確実に少子高齢化社会を迎えると予測しています。これは、藤沢市の最も大きな財源である個人市民税が、働き手の減少や収入自体の減少により、一層減収となることを示しています。

4点目は社会保障費のさらなる増大です。

少子化・高齢化の同時進行に加え、就業形態の変化に伴う雇用・収入問題などの動向により、保健・医療（介護）・福祉・健康の新たなセーフティネットの構築などの政策に多大な財源を投入していくことが今後とも予測されます。

これらに加え、地方分権の潮流が加速化するにつれて、藤沢市の自律や近隣市町との共通課題を連携して解決していくためには、広域行政のあり方についても、変えていく必要があります。

これからはそれぞれの自律を考える中で、より多角的に、より積極的に連携を深め、実践していくことが必要となっています。

日本社会は、右肩上がりの人口増加や経済成長を前提とした社会から、成熟社会へと急激に変化をしています。新しいアプローチでこの状況を乗り越えていくためには、培われた市民自治の力を集めて、自助・共助・公助の連携によって社会状況の変化に対応していく必要があります。

藤沢は、経済力、財政力にもとづく生活環境の豊かさを享受してきましたが、社会状況の変化や、地方分権の流れと基礎自治体の存続が問われる中で、まだ本市の体力のあるうちに、行政経営の仕組みや発想を根本から見直す必要が生じています。

従って、「ふじさわ総合計画2020」の実績と成果をふまえ、これからの藤沢をつくっていくためには、地域経営という新たな視点に立って、市民、地域と行政が手を携えて、力を合わせて、あるいは分担をしながら、すべての方が主体として関係する計画が必要となっています。

藤沢にとってこれは大きく、歴史的な変化であり、新しい仕組み、新しい手法を取り入れながら、総合計画を基本構想から再度見直すこととしたものです。

## 第2編 これまでのまちづくりの沿革



藤沢は、1940年（昭和15年）、人口約3万6千人で市制を施行しました。

藤沢のまちづくりは、戦後復興の一段落した1955年（昭和30年）に人口が10万人となり、高度経済成長の中で本格的にスタートしました。

当時の自治体再編成の中で、市町村合併により現在の市域（約70km<sup>2</sup>）を確定した藤沢市は、都市の自立、特に経済基盤の確立をめざして「住宅・観光・産業の調和のとれた独立型衛星都市」建設を基本方針とし、総合都市計画として現在ある藤沢市の骨格を青写真として描き、その実現に向けて諸事業を進めてきました。

その中核となったものは、産業基盤の確立を目的とした「北部工業開発事業」、藤沢市の都心形成を目的とした「藤沢駅前南部改造事業」「藤沢駅北口市街地再開発事業」、そして秩序ある土地利用の誘導を目的とした土地区画整理事業、その頂点としての湘南ライフタウン事業であります。

昭和40年代から展開した都市建設の主要課題は、これら先行した都市基盤整備事業を基礎に、急増した新たな藤沢市民の生活のシビルミニマムを達成するために進めたコミュニティ諸施設の整備でありました。

「みどりと太陽と潮風のまち藤沢、市民による人間都市藤沢」を都市像とし、「市民集会」などの市民参加を通じて、都市像の実現へ向けて、保育園・太陽の家・老人福祉センターなどの社会福祉施設、公民館・図書館などの教育文化施設、そして市民センター・市民の家などの市民自治を支える施設の建設及び内容充実に努め、ほぼその目標を達成し、その結果1980年（昭和55年）には、人口が30万人を超える都市となりました。

その後、平成期に入ると、国際化、情報化などの時代変化に対応して、現在、「健康と文化の森」をはじめとする新たな都市機能の強化及び更新が進められ、「ふじさわ総合計画2020」で、「湘南の海にひらかれた生涯都市藤沢」を都市像とし、大きな時代潮流の変化に伴う市民の価値観や生活様式の多様化、地方分権に対応してきました。

市民の暮らしを豊かにするために、保健・医療（介護）・福祉・健康などの生活環境の充実に努め、2006年（平成18年）には保健所政令市となりました。また、産業振興、環境保全形成、教育・福祉施策の充実に努めるとともに、効率的な行政システムの確立に向け、「暮らし・まちづくり会議」の設置など、市民参加と透

明性のある改革を推進し、2007年（平成19年）には、人口が40万人を超え、今日の湘南の中心都市「藤沢」を築いてきました。

### 第3編 藤沢を取り巻く現状

藤沢を取り巻く近年の内外の社会経済情勢の変化は、真に激しいものがあります。特に本市始まって以来、人口減少社会が到来し、あわせて少子化と高齢化が同時並行で急速に進行する時代を迎えることとなります。

この現状を直視しつつ、未来に向けた創造的「藤沢づくり」の構想を描く必要があります。

#### 1 「藤沢づくり」の基本条件

##### 【基本条件－1】人口減少と少子高齢化社会の到来

本市の人口は、今後しばらくは増加することが見込まれます。しかし、2020年（平成32年）頃には約41万7千人でピークを迎え、その後は減少する本格的な人口減少社会を迎えることとなります。また、少子化と高齢化が同時に進行し、高齢者人口（65歳以上）は2005年（平成17年）には16.5%でしたが、2035年（平成47年）には32.4%になることを想定しています。

(1) 本市の人口は2020年（平成32年）頃には約41万7千人でピークを迎え、2030年（平成42年）には約40万3千人、2035年（平成47年）には約39万1千人まで減少する見込みです。（「藤沢市将来人口推計モデル調査」（2008年度（平成20年度）））

(2) 年少人口（0～14歳）は、2005年（平成17年）には14.1%でしたが、2035年（平成47年）には9.6%となります。（「藤沢市将来人口推計モデル調査」（2008年度（平成20年度）））

(3) 高齢者人口は、2005年（平成17年）には16.5%でしたが、2035年（平成47年）には、32.4%となります。2035年（平成47年）時点で高齢化率の高い地区は、湘南大庭地区、片瀬地区、善行地区、藤沢地区、鶴沼地区を想定しています。（「藤沢市将来人口推計モデル調査」（2008年

度（平成20年度））

- (4) 藤沢市の世帯数は単身世帯の増加などを背景に一貫して増加傾向にあり、2015年（平成27年）には18万世帯を超え、2035年（平成47年）には、約19万9千世帯になると想定しています。（「藤沢市将来人口推計モデル調査」（2008年度（平成20年度）））

### 【基本条件－2】 経済情勢・産業構造の地殻的変動

経済活動のグローバル化、生産コストの縮減と労働力の確保のための製品開発や生産拠点の世界規模での分散化などの影響により産業構造が大きく変貌し、本市においても東海道線沿線の工業ゾーンを中心に工場の撤退、生産機能の移転現象による産業の空洞化が深刻となり、その結果、工業生産出荷額の減少や雇用の減少が深刻な状況となっています。

また、他都市における商業機能の相次ぐ強化や郊外型大型商業施設の進出及び消費者ニーズの変化と購買意欲の減少などにより、本市の商業は大変厳しい状況となっています。

#### (1) 産業別人口等

ア 産業別人口は長期的にみると、第1次産業は1970年代当初より、第2次産業は1990年代より減少傾向であり、この傾向は今後も続くことが見込まれます。（「藤沢市将来人口推計モデル調査」（2008年度（平成20年度）））

イ 第3次産業の就業者・従業者数は増加し続けていますが、今後は人口・生産年齢人口の減少によって横ばい・微減傾向となり、2025年（平成37年）以降は大きく減少していくことが予測されます。（「藤沢市将来人口推計モデル調査」（2008年度（平成20年度）））

ウ 産業別の事業所数は、「卸売・小売業」が全体の27%を占めています。

（「事業所・企業統計調査」2006年（平成18年））

#### (2) 工業事業所数と工業製品出荷額の推移

ア 本市の工業事業所数は、ほぼ年々減少しています。

イ 本市の工業製造品出荷額等は、1989年（平成元年）には2兆円を超え、1997年（平成9年）までは2兆円台で推移しましたが、経済の長期低迷、

産業の空洞化、相次ぐ企業の工場撤退等により2003年（平成15年）には、1兆716億円まで減少しました。

2004年（平成16年）以降は増加に転じていますが、2007年（平成19年）は約1兆4千億円でピーク時の57%の水準に止まっています。

### 【基本条件－3】社会資本の老朽化・陳腐化

本市が保有する建物約78.4万㎡のうち、旧耐震基準で建設された建物は約44.6万㎡（57%）、新耐震基準で建設された建物は約33.7万㎡（43%）です。

築年別にみると、築20～39年の施設が約42万㎡で全体の54%を占めています。築20年以上の建物は約57万㎡（72.8%）、さらに一般に建物の寿命とされる築30年以上の建物は約41万㎡（52.3%）となっており、老朽化した建物が既に全体の過半数を占めています。

さらに、本市で都市化が急速に進んだ1960～1980年代前半にかけて建設された施設が多く、建物の安全性の確保、大規模改修、建替え等に今後莫大なコストがかかることが予測されます。（「公共施設マネジメント白書」2008年度（平成20年度））

本市の老朽化した施設を、標準的な工事費で、かつ、同規模で建て替えると仮定すると、およそ1,435億円、20年平均でならずと年71億円の財源が必要となる計算になります。（藤沢市公民連携あり方検討委員会「提言」2009年（平成21年）・藤沢市NPM改革推進懇話会「提言書」2009年（平成21年））

### 【基本条件－4】逼迫（ひっばく）が予想される市の財政状況

本市の歳入の推移を普通会計<sup>※7</sup>ベースで見ると、1998年度（平成10年度）の1,258億円が一度目のピークとなっており、2003年度（平成15年度）

---

※7 普通会計 自治体の全会計から下水道、病院、国民健康保険などの「公営事業会計」を除いた全自治体共通の統一的会計区分で、おおむね一般会計に特別会計の一部を加えたもの

まで減少が続ききました。

その後2004年度（平成16年度）以降は、国から地方への税源移譲や個人市民税に係る税制改正、市債発行額の増加などにより再び増加傾向となり、2008年度（平成20年度）では、1,289億円に達しています。

しかし、2008年（平成20年）後半から始まった景気低迷の影響により、2009年度（平成21年度）の歳入は、企業収益の急激な悪化から法人市民税が減少となり、総額は減少に転じる見込みです。さらに今後も、引き続き景気低迷により、法人市民税の減収とともに個人所得の減少による個人市民税の減収が大幅に見込まれるなど、税収は大変厳しくなることが予測されます。また今後は景気の影響だけでなく、高齢化の進展や正規雇用者の減少などの社会的要因によっても個人市民税が減収傾向になることが予測されます。

なお、歳入のうち市債について普通会計ベースで過去10年間の借入額と償還額及び残高の状況について見ると、1999年度（平成11年度）から2003年度（平成15年度）までは市債の借入を抑制したため償還額が借入額を上回り残高が減少しましたが、2004年度（平成16年度）から2006年度（平成18年度）までは、後年度負担への配慮をした中で、諸課題への対応を図るため、臨時財政対策債を計画的に活用したことにより借入額が償還額を上回りました。2008年度（平成20年度）は、前年度と比較し借入額が増加しましたが、償還額も増加しており、結果として、市債残高は減少しました。市債に関する財政指標である公債費比率、実質公債費比率によれば、公債費比率は低下し続け、実質公債費比率も「早期健全化基準」である25%を下回っており、財政の弾力性、健全性は維持されています。

一方、本市の歳出を普通会計ベースで見ると、2004年度（平成16年度）以降は増加に転じており、2008年度（平成20年度）の歳出は1,210億円となっています。2008年度（平成20年度）の道路・公園などの都市インフラ整備等にかかる投資的経費<sup>※8</sup>は、246億円で歳出全体の20%を占め、そ

---

※8 投資的経費 支出の効果が資本の形成のためのものであり、将来に残る施設等を整備するための経費

のうち132億円が特定財源で賄われています。また、人件費や物件費、扶助費<sup>※9</sup>などの消費的経費<sup>※10</sup>は、745億円で歳出全体の62%を占め、中でも扶助費については1990年度（平成2年度）と比較すると約2.9倍に増加しており、市財政の圧迫要因ともなっています。

財政見通しを中長期的に見た場合には、市庁舎や市民センター・公民館などの公共施設の老朽化対策及び橋りょうや公園施設などの都市基盤施設の長寿命化対策が大きな課題となっているとともに、中心市街地等の整備や交通機関の整備促進など新たな都市基盤整備に対する財政需要の増大が見込まれるため、今後も厳しい財政状況が続くことが予測されます。

#### 【基本条件－5】土地利用及び都市基盤

「藤沢づくり」に向けて、これまで築き上げてきた良好な居住空間、商業空間など、地区ごとの自然、歴史、文化や都市活動などの特性を活かし、活力と個性がみなぎるまちを創出するために、環境、産業、農業などと共生した土地利用を進め、地区間、都市間の連携強化を図っていきます。

「藤沢づくり」を具体化するために、交流と連携の骨格となる交通体系、自立都市を支える都市拠点、自然環境の保全形成、市街地形成、地区別まちづくりの5つで都市構造を形成し、都市機能の維持、更新、充実を図ります。

#### (1) 交通体系

都市内外にわたる産業活動や市民の生活・活動などを支え、多様な交流・連携の創出にむけ、都市拠点間、都市機能間を結び、活力を創造する交通の骨格の形成が必要となります。また、さらなる高齢化の進展と低炭素社会の構築を見据え、新たな交通システムとネットワーク化が必要となります。

---

※9 扶助費 社会保障制度の一環として現金や物品などで支給される費用で、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など市の施策として行うものも含まれます。

※10 消費的経費 支出の効果が単年度の短期間で終わる性質の経費

## (2) 都市拠点

都市拠点では、社会潮流の変化や産業・生活環境などの変化を迅速に捉え、都市の活力を創出する「自立する都市」を相互に支える核として各拠点の担うべき役割を明らかにした上で、都市機能集積の充実を図り拠点性を高めるとともに、質の高い都市拠点空間の形成が必要となります。

## (3) 自然環境の保全形成

海と川、砂丘と台地地形及び三大谷戸などが醸し出している藤沢の水と緑の多彩な自然空間を、次の世代に引き継ぐ資産として保全・整備するとともに、新たな緑地空間の創出などを通じて自然環境のネットワーク化を進める必要があります。

また、都市農業利用を中心とした市街化調整区域は、本市の都市空間の形成上、里山と農地が一体となった都市のみどり空間として重要な役割を果たしています。従って、今後も都市農業と観光、レクリエーションなどが連携した魅力ある自然環境の保全形成を図る必要があります。

## (4) 市街地形成

これまで形成された市街地の構成を維持・継承し、有効活用する中で、成熟社会にふさわしい質の高い都市づくりを進める必要があります。

また、工業系を中心とした工場・事業所などの、移転・廃止などに伴う土地利用転換の秩序化を進める必要があります。

さらに、コンパクトシティ形成に向けた藤沢都心部地区の土地利用誘導や西北部地域における農・工・住が共生する環境共生のまちづくりなど、既成市街地の機能更新や新たな市街地形成を計画的に整備していく必要があります。

## (5) 地区別まちづくり

地区ごとに定められた「地域まちづくり計画」「地域経営実施計画（地区別まちづくり実施計画）」などに基づき、地域経営会議と地区市民センター・公民館が中心となって、「地域市民」との連携を図りながら、土地利用計画などをふまえ、地域環境及び生活環境の充実を図る必要があります。

## 2 藤沢を取り巻く現状

### (1) 市民主体のまちづくりの現状

藤沢では、30有余年にわたって、「市民集会」から「暮らし・まちづくり会議」へ、そして「地域経営会議」へと市民自治の実績を積み上げてきました。こうした自治の歴史と蓄積によって、地域では市民が主体となって、様々な自治会・町内会、ボランティア、NPOなどの活動が活発に展開されてきています。例えば、住環境の保全・形成及び景観形成の分野では、歴史的な街並みや景観の保全・形成、良好な居住環境を守るための土地利用の秩序化など、様々な市民主体のまちづくりが行われています。

生活環境の改善分野では、地域密着型の介護活動や精神障がい者のグループホーム、福祉マンションなどのコミュニティビジネスや、高齢者の福祉支援やコミュニティの活性化を目的とした地域ボランティア活動などが展開されています。

地域活性化の分野では、地域の特色ある生涯学習の拠点づくりをとおしたまちの活性化や、湘南海岸一帯に形成されてきた別荘文化を次世代に継承していくための情報発信などが展開されています。

歴史的文化遺産の分野では、旧モーガン邸、旧近藤邸、旧後藤医院など、地域の資源となる近代建築の保全・利活用に向けた様々な市民活動などが展開されています。

都市農業分野では、耕作放棄地を解消し、小麦や大豆を生産し地産地消を推進したり、耕作放棄地の再利用と就農希望者の育成に努めるなどの農業活性化をめざした活動が展開されています。

環境分野では、市民ボランティア団体による公園の維持・保全活動や、温室効果ガス排出量の削減をめざす地球温暖化防止活動などが展開されています。

このような、市民主体のまちづくりによって、市民力・地域力による地域密着型の生活環境づくりが行われています。

また、市民活動推進センターに登録されている市民ボランティア団体、NPO法人は、約400団体（2008年度（平成20年度））にのぼっています。

## (2) 日本社会を取り巻く現状

ア 日本では合計特殊出生率が、1989年（平成元年）には1.57と、それまで戦後の最低値であった1966年（昭和41年）（「ひのえうま」の年）の1.58を下回る数値を記録し、少子化傾向が顕著となってきました。合



計特殊出生率はその後も低下を続け、2005年（平成17年）には1.26と過去最低を更新し、同年から、いよいよ人口減少社会に突入しています。（平成20年版厚生労働白書（抜粋））

イ 日本における家族形態では平均世帯人員は、戦後ほぼ一貫して減少しており、1980年（昭和55年）に3.22人であったが、2005年（平成17年）には2.56人となっています。家族類型のうち「夫婦と子から成る世帯」は1980年（昭和55年）には42.1%を占めていたが、2005年（平成17年）には29.9%に低下している一方、「夫婦のみの世帯」や「単独世帯」が増加しています。（平成20年版厚生労働白書（抜粋））

ウ 日本では2003年（平成15年）4月には完全失業率がそれまで最高の5.5%となりました。また企業は、パート・派遣等の正規従業員以外の雇用者を活用し、正規従業員の賃金制度を業績・成果主義的方向に見直しつつ、長期雇用を維持しようとする傾向がうかがえますが、正社員の間では賃金格差が広がっています。（平成20年版厚生労働白書（抜粋））

エ 国の地方分権推進委員会は地方自治体を、自治行政権のみならず自治立法権、自治財政権をも十分に具備した完全自治体にしていくとともに、住民意思に基づく地方政治の舞台としての「地方政府」に高めていくこと、これを地方分権改革の究極の目標に設定しました。（地方分権推進委員会第一次勧告（平成20年5月28日）（抜粋））

オ 国は「明治以来の中央集権体質から脱却し、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任も負う「地域主権」へと、この国のあり方を、大きく転換していき、国の権限や財源を精査し、地方への大胆な移譲を進めるなど、国と地方の関係を抜本的に転換する」としています。それはまた、「地域に住む住民の皆さんに、自らの暮らす町や村の未来に、自ら責任を持っていただくという住民主体の新しい発想を求めていく第一歩である」としています。（基本方針（平成21年9月16日閣議決定）（抜粋））

カ 日本政府は、2009年（平成21年）9月、2020年（平成32年）までに温室効果ガス排出量を1990年（平成2年）比で25%減らす目標を発表しました。また、これまで地球温暖化防止に前向きでなかったアメリ

カでも、オバマ大統領が「グリーン・ニューディール<sup>※11</sup>」という環境産業政策を打ち出しました。このように地球規模で温室効果ガスを削減し、持続可能な地球環境を創出するために、化石燃料への依存から自然エネルギーや再生可能エネルギーへの転換と、それを支える新環境産業の育成など世界規模での様々な検討が進められています。このことは、藤沢においても足下から地球温暖化対策を取り進め、市民、地域、企業と行政が連携して、低炭素社会づくりに向けて、抜本的に取り組むことが一層求められていることを意味しています。

---

※11 グリーン・ニューディール 金融（信用）危機、気象変動（温暖化など）、石油価格高騰の3つの問題を解決する政策の名称で、地球温暖化対策や環境関連事業に投資することで、雇用創出や経済危機からの脱却をめざす政策のこと。